

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香南町土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業西庄北部地区）を行うことについて平成28年4月5日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成28年4月19日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成28年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造